

※ 厚生労働省は3月18日、雇用保険の賃金日額・基本手当日額の上限額改定を行い、調査方法に不適切な取扱いのあった毎月勤労統計調査の再集計値等を踏まえ、平成31年3月18日以後の支給対象期間から、現受給者に対し、本来もらえるべき額での支給を開始した。同日前の支給対象期間については、現受給者については、4月から6月頃にかけて、また、過去の受給者については、11月以後に、追加給付が順次実施される予定である。

※ [厚生労働省発行のリーフレット「現在、雇用保険の基本手当を受給している皆様へ」](#)

※ [厚生労働省発行のリーフレット「雇用保険関係の給付を受給していた皆様へ」](#)

※ **改定された額**については、**赤字**強調しています。

【30歳未満】

- 賃金日額上限13,500 (13,510) 円・同下限2,480円
- 基本手当日額上限6,750 (6,755) 円 (50%)・同下限1,984円 (80%)

賃金日額2,480円以上4,970円未満>基本手当日額 (80%)

賃金日額4,970円以上12,210 (12,220) 円以下>基本手当日額 (80%から50%の範囲)

賃金日額12,210 (12,220) 円超13,500 (13,510) >基本手当日額 (50%)

賃金日額13,500 (13,510) 円 (上限額) 超>基本手当日額6,750 (6,755) 円 (上限額)

【30歳以上45歳未満】

- 賃金日額上限14,990 (15,010) 円・同下限2,480円
- 基本手当日額上限7,495 (7,505) 円 (50%)・同下限1,984円 (80%)

賃金日額2,480円以上4,970円未満>基本手当日額 (80%)

賃金日額4,970円以上12,210 (12,220) 円以下>基本手当日額 (80%から50%の範囲)

賃金日額12,210 (12,220) 円超14,990 (15,010) 円以下>基本手当日額 (50%)

賃金日額14,990 (15,010) 円 (上限額) 超>基本手当日額7,495 (7,505) 円 (上限額)

【45歳以上60歳未満】

- 賃金日額上限16,500 (16,520円) 円・同下限2,480円
- 基本手当日額上限8,250 (8,260) 円 (50%)・同下限1,984円 (80%)

賃金日額2,480円以上4,970円未満>基本手当日額 (80%)

賃金日額4,970円以上12,210 (12,220) 円以下>基本手当日額 (80%から50%の範囲)

賃金日額12,210 (12,220) 円超16,500 (16,520) 円以下>基本手当日額 (50%)

賃金日額16,500 (16,520) 円 (上限額) 超>基本手当日額8,250 (8,260) 円 (上限額)

【60歳以上65歳未満】

- 賃金日額上限15,740 (15,750) 円・同下限2,480円
- 基本手当日額上限7,083 (7,087) 円 (45%)・同下限1,984円 (80%)

賃金日額2,480円以上4,970円未満>基本手当日額 (80%)

賃金日額4,970円以上10,980 (10,990) 円以下>基本手当日額 (80%から45%の範囲)

賃金日額10,980 (10,990) 円超15,740 (15,750) 円以下>基本手当日額 (45%)

賃金日額15,740 (15,750) 円 (上限額) 超>基本手当日額7,083 (7,087) 円 (上限額)

- ※ 厚生労働省は3月18日、雇用保険の賃金日額・基本手当日額の上限度改定(当該改定を踏まえ、下記の雇用継続給付に係る支給限度額等も改定されています)を行い、調査方法に不適切な取扱いのあった毎月勤労統計調査の再集計値等を踏まえ、**まずは、育児休業給付と介護休業給付については、平成31年3月18日以後を初日とする支給単位期間から、現受給者に対し、本来もらえるべき額での支給を開始した。**
- ※ [厚生労働省発行のリーフレット「現在、雇用保険の育児休業給付、介護休業給付を受給している皆様へ」](#)
- ※ 改定された額については、赤字強調しています。

雇用継続給付(高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付)の算出根拠について

【高年齢雇用継続給付】

- 高年齢雇用継続給付の支給限度額(359,899円>**360,169円**)
高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金)は支給対象月に支給された賃金の額がみなし賃金日額(高年齢雇用継続基本給付金の場合には、60歳に達した日を離職の日とみなして算定した賃金日額を使用するため)・賃金日額(高年齢再就職給付金の場合には、実際に離職して基本手当の支給を受けていることが要件で、実際の賃金日額を使用するため)に30を乗じて得た額の75/100未満となった場合に支給されるものである。なお、当該支給限度額359,899(**360,169**)円は、下記の60歳到達時等の賃金月額の上限度である472,200(**472,500**)円の76%相当となっています。
- 高年齢雇用継続給付の最低限度額(1,984円)
基本手当日額の下限度と同じです。
- 60歳到達時等の賃金月額上限度(472,200円>**472,500円**)>60歳到達時等の賃金月額が上限度超の場合については、実際の賃金月額ではなく、当該上限度を用いて支給額を算定します。
(60歳到達時等の賃金月額上限度の算出根拠)
基本手当に係る離職時の年齢層が60~64歳である場合の賃金日額の上限度である15,740(**15,750**)円×30日=472,200(**472,500**)円
- 60歳到達時等の賃金月額下限度(74,400円)>60歳到達時等の賃金月額が下限度未満の場合については、実際の賃金月額ではなく、当該下限度を用いて支給額を算定します。
(60歳到達時等の賃金月額下限度の算出根拠)
賃金日額の下限度である2,480円×30日=74,400円

【育児休業給付】

- 育児休業給付の支給限度額(301,299>**301,701円**)(支給率67%の場合)
(支給限度額の算出根拠)
基本手当に係る離職時の年齢層が30~44歳である場合の賃金日額の上限度である14,990(**15,010**)円×30日×67/100=301,299(**301,701**)円

- 育児休業給付の支給限度額 (224,850円 > **225,150円**) (支給率 50%の場合)

(支給限度額の算出根拠)

基本手当に係る離職時の年齢層が 30~44 歳である場合の賃金日額の上限額である
14,990 (15,010) 円 × 30日 × 50/100 = 224,850 (225,150) 円

- 休業開始時賃金月額上限額の算出根拠

基本手当に係る離職時の年齢層が 30~44 歳である場合の賃金日額の上限額である
14,990 (15,010) 円 × 30 = 449,700 (450,300) 円

(休業開始時の賃金月額が上限額超の場合)

実際の賃金月額ではなく、当該上限額を用いて支給額を算定します。

- 休業開始時賃金月額下限額の算出根拠

賃金日額の下限額である 2,480 円 × 30 日 = 74,400 円

(休業開始時の賃金月額が下限額未満の場合)

実際の賃金月額ではなく、当該下限額を用いて支給額を算定します。

【介護休業給付】

- 介護休業給付の支給限度額 (331,650円 > **332,052円**) (支給率 67%)

介護休業給付金は H28.8.1 から、その支給率が 67/100 となり、また、賃金日額の上
限額の対象も離職時の年齢層 30~44 歳から 45~59 歳に変更されています。

(支給限度額の算出根拠)

基本手当に係る離職時の年齢層が 45~59 歳である場合の賃金日額の上限額である
16,500 (16,520) 円 × 30 × 67/100 = 331,650 (332,052) 円

- 休業開始時賃金月額上限額の算出根拠

基本手当に係る離職時の年齢層が 45~59 歳である場合の賃金日額の上限額である

16,500 (16,520) 円 × 30 日 = 495,000 (495,600) 円

(休業開始時の賃金月額が上限額超の場合)

実際の賃金月額ではなく、当該上限額を用いて支給額を算定します。

● 休業開始時賃金月額下限額の算出根拠

基本手当に係る離職時の年齢層が45～59歳である場合の賃金日額の下限額である

2,480 円×30 日=74,400 円

(休業開始時の賃金月額が下限額未満の場合)

実際の賃金月額ではなく、当該下限額を用いて支給額を算定します。

〈追加給付の対象となる場合の事例(育児休業給付の場合)〉

休業開始時 賃金月額	平成28年8月～		平成29年8月～		平成30年8月～	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
上限	424,500	424,800	447,300	447,600	449,700	450,300
下限	68,700	69,000	74,100	74,100	74,400	74,400

(例) 初日が平成30年8月1日以後の支給単位期間の場合で、上限の場合、休業開始時賃金月額が改定前の449,700円超となれば、平成31年3月18日以後の支給額は変更され、過去に支給済の場合には追加給付が発生することになります。仮に、それが450,000円であった場合には、改定後の額未満であるため、その実際の賃金日額での算定となり、追加給付等が発生することになります。仮に、それが460,000円であった場合には、改定後の額超となり、上限額である450,300円での算定となり、やはり、追加給付等が発生することになります。つまり、休業開始時賃金月額が改定前の449,700円以下の場合には、いずれも発生しないことになります。

(例) 初日が平成28年8月1日以後の支給単位期間の場合で、下限の場合、休業開始時賃金月額が改定後の69,000円未満となれば、平成31年3月18日以後の支給額は変更され、過去に支給済の場合には追加給付が発生することになります。つまり、休業開始時賃金月額が改定後の69,000円以上の場合には、いずれも発生しないことになります。

なお、平成29年8月1日以後及び平成30年8月1日以後の下限については、変更がないと

のことです。従って、追加給付等が発生しないこととなります。